

(別紙)

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	適用条項		
1	(株)トラクト 代表取締役 鈴木 勝一 豊橋市新栄町字新田中53-1	令和7年6月6日に落札決定を行った「東陽生涯学習センター空調設置工事」の契約に係る見積合わせに関し、令和7年6月9日付で契約を辞退する申し出を行い、契約を締結しなかったため。	(不正又は不誠実な行為) 12 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。 当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 (別表第12項関係) 第9条 別表第12項に規定する「不正又は不誠実な行為」とは、①落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為、②監督又は検査の実施に当たり本市職員の職務の執行を妨げる行為、③落札したにもかかわらず契約を締結しない行為、④徴せられた損害金を納期限までに納入しない行為、⑤別表各項の措置要件に該当する事実を何度も繰り返す行為等が該当するものとする。	要領別表 第12項 運用基準 第9条③	1か月 令和7年7月3日～ 令和7年8月2日	建設工事 (管工事、水道工事) 物品の買入れ・委託業務等 (建物等各種施設管理、機械・器具、資材・素材、厨房機器)